

平成31年度

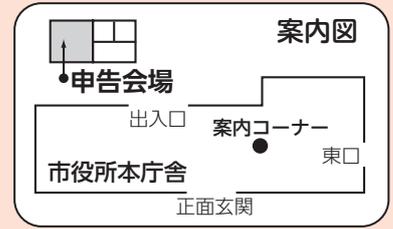
住民税(市・県民税)の申告をお忘れなく!



とき 2月18日(月)～3月15日(金) ※土日は除く
午前9時～11時30分、午後1時～4時

ところ 市役所北分庁舎 (本庁舎裏プレハブ1階)

☎ 税務課市民税係 ☎ 355-5914



申告日程

月	日(曜日)	午前(9時～11時30分)	午後(1時～4時)
2月	18(月)	月見ヶ丘、一森山	今宮町、梅の宮
	19(火)	貞山通2、3丁目 長沢町、字長沢	佐浦町、東玉川町 みのが丘
	20(水)	旭町、泉ヶ岡	桜ヶ丘、新富町
	21(木)	中の島、野田 袖野田町	石堂、香津町 白萩町
	22(金)	小松崎、宮町	赤坂、白菊町
	25(月)	西町、泉沢町	花立町、本町
	26(火)	宮城県漁業協同組合 塩釜市第一支所	浦戸 塩釜市漁業協同組合
	27(水)	北浜3、4丁目 南町	清水沢1、4丁目
3月	28(木)	北浜1、2丁目	清水沢2、3丁目
	1(金)	西玉川町、大日向町	権現堂、栄町 向ヶ丘
	4(月)	海岸通 新浜町1～3丁目	玉川1、2丁目
	5(火)	牛生町、芦畔町	玉川3丁目 母子沢町
	6(水)	松陽台1、2丁目	松陽台3丁目 字庚塚
	7(木)	尾島町 港町1、2丁目	越の浦1、2丁目 青葉ヶ丘、字石田
	8(金)	杉の入1、2丁目	杉の入3、4丁目 字杉の入裏、南錦町
	11(月)	楓町1～3丁目 字伊保石	舟入1、2丁目 千賀の台1～3丁目
	12(火)	錦町	後楽町
	13(水)	藤倉2丁目	藤倉1、3丁目
14(木)	予備日(都合の悪い方は、この期間に申告をお願いします)		
15(金)			

■住民税とは
市民税と県民税を合わせて一般的に住民税と呼びます。市民税と県民税を合わせて市に納めていただき、県民税分は市から県に送られます。
住民税は、個人の前年の所得に対して課され、所得が一定の基準を超える方に同額ずつ負担いただく「均等割」と、所得に応じた金額を負担いただく「所得割」からなっています。

■住民税申告が必要な理由
申告の内容は、住民税のほか、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算出の基礎になります。**収入がなかった方も申告をお願いします。**
また、申告をしないと所得証明書を取得できない、各種行政サービスを受けられないなどの不利益を受ける場合があります。
年に一度の住民税申告はとても重要な手続きです。



申告が必要な方は?

- ①2カ所以上からの給与収入がある方
 - ②給与収入は1カ所のみだが、そのほかにも収入がある方
 - ③公的年金等収入400万円以下だが、そのほかにも収入がある方
 - ④給与、公的年金以外の所得(営業、不動産など)がある方
 - ⑤課税対象の収入はないが、どなたの扶養親族にもなっていない方、塩竈市外にお住まいの方の扶養親族になっている方
- ※①～④は、金額の大小を問いません



申告が必要でない方は?

- ①所得税の確定申告を行う方
- ②1カ所からの給与収入のみで、勤務先で年末調整を済ませ、ほかに受ける控除がない方
- ③公的年金等収入400万円以下でそのほかの収入がなく、源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を受けない方
- ④課税対象の収入がなく、塩竈市内にお住まいの方の被扶養者になっている方

住民税申告をしたほうが有利な場合があります!

- ①給与所得者で、年末調整で受けられない控除を受ける方
- ②公的年金等収入400万円以下でそのほかの収入はないが、源泉徴収票に記載されていない控除を受ける方

申告に必要な持ち物

①印鑑(シャチハタなどのスタンプ印は不可)	
②申告者本人のマイナンバーカード※通知カードの場合は、運転免許証などの「身元確認書類」が別途必要です。 (本人が申告手続きする場合と代理人が申告手続きする場合で必要書類が異なります)	
③本人名義の金融機関の口座番号が分かるもの(所得税の還付金が発生する方)	
④収入を証明するもの(平成30年1月1日～12月31日分)	
○事業収入、不動産収入などが分かる帳簿や経費などの領収書 ※事前に収支内訳の計算をお願いします。 ○給与所得、公的年金などの源泉徴収票(原本) など	
⑤下記の控除を証明するもの(平成30年1月1日～12月31日分)	
医療費控除	○医療費控除の明細書 ※医療費の領収書の添付または提示は必要ありません 上記明細書の添付書類として、医療費の額などを通知する書類が使用可能です。(注①)
セルフメディケーション税制 の医療費控除の特例	○セルフメディケーション税制の明細書 ○予防接種・各種健診(検診)の領収書または結果通知表(注②) ※医療費控除制度とは併用できません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください
社会保険料控除	○国民健康保険税 ○後期高齢者医療保険料 ○任意継続保険料 ○介護保険料 ○国民年金保険料 ※領収書や「納付済額のお知らせ」など、納付額が確認できるもの ※年金から天引きされた額については、源泉徴収票に記載されています
生命保険料控除	○生命保険料控除証明書 ○個人年金保険料控除証明書 ○介護医療保険料控除証明書
地震保険料控除	○地震保険料控除証明書 ○旧長期損害保険料控除証明書
配偶者(特別)控除 扶養控除	○配偶者および扶養親族の所得が分かるもの ○配偶者および扶養親族のマイナンバーが確認できる書類
障がい者控除	○障がい者手帳など各種手帳 ○障がい者控除対象者認定書 (詳細は下記参照)
勤労学生控除	○学生証 ○学校などから交付される証明書
雑損控除、寄付金控除	○領収書(証明書)など ※「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出された方が申告を行う場合は、 あらためてふるさと納税の金額を寄付金控除額の計算に含める必要があります。
住宅借入金等特別控除	○請負契約書または売買契約書(写) ○登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)(原本) ○借入金の年末残高等証明書(原本)
繰越損失控除	○平成31年度(平成30年分)に繰り越す損失額が分かるもの(前年の申告書などの控え)

(注①、②) 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入の方で、医療費の額などを通知する書類の再発行、健診(検診)などを受けたことの証明書を希望する方は、下記まで問い合わせください。

問 (国民健康保険)保険年金課給付年金係 ☎355-6503、(後期高齢者医療保険)保険年金課医療係 ☎355-6519

■申告期間中は、市役所でも所得税の確定申告を受け付けますが、内容が限られます。

以下の申告・相談は、市役所で受け付けできません。
塩釜税務署が開設するマリゲート塩釜会場で申告をお願いします。

- ①平成30年分(H30.1.1～12.31)よりも前の年分の申告
 - ②譲渡収入(土地、建物、株式などを売却して得た収入)の申告
 - ③申告分離課税を選択した上場株式などの配当の申告
 - ④青色申告
 - ⑤準確定申告(亡くなられた方の申告)
 - ⑥消費税申告
 - ⑦平成31年1月1日現在に塩釜市に住民登録がない方
- ※詳しくは、広報しおがま1月号15ページをご覧ください。

問 塩釜税務署 ☎362-2151

要介護度による「障がい者控除対象者認定書」の交付について

要介護認定者本人または、認定者を扶養している方が、確定申告などをする際に必要な「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

ただし、身体障がい者1・2級の手帳を交付されている方は不要です。

認定内容

- ①特別障がい者控除対象者
 - ・要介護度3・4・5
 - ・要介護度1・2で寝たきり度Bランク以上または認知症度Ⅲランク以上
- ②障がい者控除対象者：要介護度1・2

問・申請 長寿社会課介護保険係(壱番館庁舎1階)
☎364-1204